



2024年12月26日

各位

会社名 株式会社 MIXI
代表者名 代表取締役社長 木村弘毅
上級執行役員 CEO
(コード:2121 東証プライム市場)
問合せ先 上級執行役員 CFO 島村恒平
(電話番号:03-6897-9500)

調査チームの調査報告書の受領等のお知らせ

当社は、2024年10月30日に公表した「当社連結子会社の役職員による不適切な資金のやり取りの疑いについて」に記載のとおり、当社の連結子会社である株式会社チャリ・ロトの役職員（以下「本件役職員」といいます。）が取引先との間で不適切な資金のやり取りを行っていた疑義（以下「本件疑義」といいます。）が判明したことから、外部の専門家から構成される調査チームを組成し、調査を行ってまいりました。

当社は、本日、調査報告書を受領しましたので、添付のとおり公表いたします。

株主、投資家の皆さまをはじめ、取引先および関係者の皆さまに対して、多大なるご迷惑とご心配をおかけしましたことを、改めて深くお詫び申し上げます。今後、速やかに再発防止策を策定し、その徹底に全社一丸となって取り組むことで、皆さまからの信頼回復に努めてまいります。今後ともご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 調査チームの調査結果について

調査チームによる本件疑義に関する調査結果の概要につきましては、添付の「調査報告書(要旨版)」をご覧ください。

2. 連結業績への影響について

調査報告書(要旨版)3ページに記載の通り、本件役職員による不適切な資金のやり取りは、前代表取締役は357百万円、従業員は668百万円、合計1,026百万円となりました。

なお、過年度決算に与える影響は軽微であることから、訂正は行わず、2025年3月期の中間連結財務諸表において処理することといたします。法人税等の増加等も含め、中間連結財務諸表における親会社株主に帰属する当期純利益に与える影響額は、▲552百万円程度と見込まれます。

3. 再発防止策について

当社は、調査チームによる再発防止策の提言を踏まえて、具体的な再発防止策を策定・実行してまいります。なお、再発防止策の具体的な内容については、決定次第、改めてお知らせいたします。

4. 本件役職員の処分について

2024年10月30日に公表した「当社連結子会社の役職員による不適切な資金のやり取りの疑いについて」に記載のとおり、本件疑義に関与した株式会社チャリ・ロトの前代表取締役については、2024年10月30日付で取締役を解任しており、また、従業員1名については、社内規程等に基づき、本日付で懲戒解雇処分といたしました。

以上

調査報告書

(要旨版)

要旨版においては、プライバシー、個人情報及び機密情報の保護等の観点から、部分的な簡略化及び非開示措置を行っている。併せて、必要に応じて原文からの修正を行っている。

要約の趣旨・内容が調査チームの調査結果及び分析等に合致している必要があることから、要旨版も調査チームにおいて作成されたものである。

2024年12月26日

株式会社 MIXI

1 調査の概要

1.1 調査に至る経緯

株式会社 MIXI（以下「当社」という。）の連結子会社である株式会社チャリ・ロト（以下「チャリ・ロト社」という。）は、2024年10月下旬、同社に対する外部からの情報提供により、チャリ・ロト社の当時の代表取締役 X 氏及び当時の営業本部長 Y 氏がチャリ・ロト社の取引先との間で不適切な資金のやり取りを行っていたとの疑義（以下「本件疑義」という。）を認識した。

当社としては、本件疑義は当社グループにおけるコンプライアンス上の問題を孕む重大な疑義であって、客観的・中立的な立場から深度ある事実関係の調査、原因の分析及び実効性のある再発防止策の策定・実施が必要であると判断した。

そこで、当社は、2024年10月30日付「当社連結子会社の役職員による不適切な資金のやり取りの疑いについて」と題するプレスリリースに記載のとおり、同日、外部の専門家から構成される調査チーム（以下「当調査チーム」という。）を組成し、当調査チーム¹に本件疑義に関する調査を委嘱した（以下、当調査チームによる調査を「本調査」という。）。

1.2 調査チームへの委嘱事項

本調査の目的は、以下のとおりである。

- (1) 本件疑義に関する事実調査
- (2) 本件疑義の類似事案の有無の調査
- (3) 本件疑義の原因の分析
- (4) 再発防止策の提言

1.3 調査期間

当調査チームは、2024年10月30日に設置され、同日から同年12月25日までの間、本調査を実施した。

¹当調査チームは、森・濱田松本法律事務所外国法共同事業に所属の弁護士（弁護士井上愛朗、同木山二郎、同中田光彦、同飯野悠介、同今泉憲人、同石田祐一郎、同河野隆太郎、同馬場嵩士、同山屋大輝、同坂田水美）及び株式会社 KPMG FAS に所属の公認会計士（公認会計士高岡俊文、同須賀永治、同床井宏行、同石坂穂）等から構成されている。

1.4 調査方法

当調査チームによる本調査の方法の概要は、以下のとおりである。

(1) 関連資料等の分析及び精査

(2) 説明セッション

チャリ・ロト社における業務内容、内部統制プロセス等を確認するため、当社及びチャリ・ロト社による説明セッションを合計7回にわたり実施した。

(3) インタビュー

当社及びチャリ・ロト社の役職員（役職員であった者を含む。）並びにその取引先等の関係者の合計33名に対し、合計39回のインタビューを実施した。

(4) デジタルフォレンジック

チャリ・ロト社の役職員合計12名を対象とし、電子データ合計7,320,962件についてデジタルフォレンジック調査を実施した。

(5) アンケート調査

本件疑義に関与するチャリ・ロト社の従業員1名を除くチャリ・ロト社の調査時点における全役職員合計116名に対して、書面によるアンケート調査を実施し、休職中の者2名を除く調査対象者全員（114名）から回答を得た。

1.5 本調査の限界・制約

本調査は、本件疑義及びその類似事案に関する調査であり、当社及びチャリ・ロト社における全ての不正や不適切な行為を網羅的に調査するものではない。

また、本調査は、捜査機関による強制捜査と異なり、関係者の任意の協力に基づくものであり、インタビューの実施や資料の提出依頼等については、関係者の任意の協力度合いに影響を受ける。実際、本調査においては、一部の関係者または依頼については、意図した調査を実施することができなかった。

加えて、本調査は、厳しい時間的制約に服するものであった。

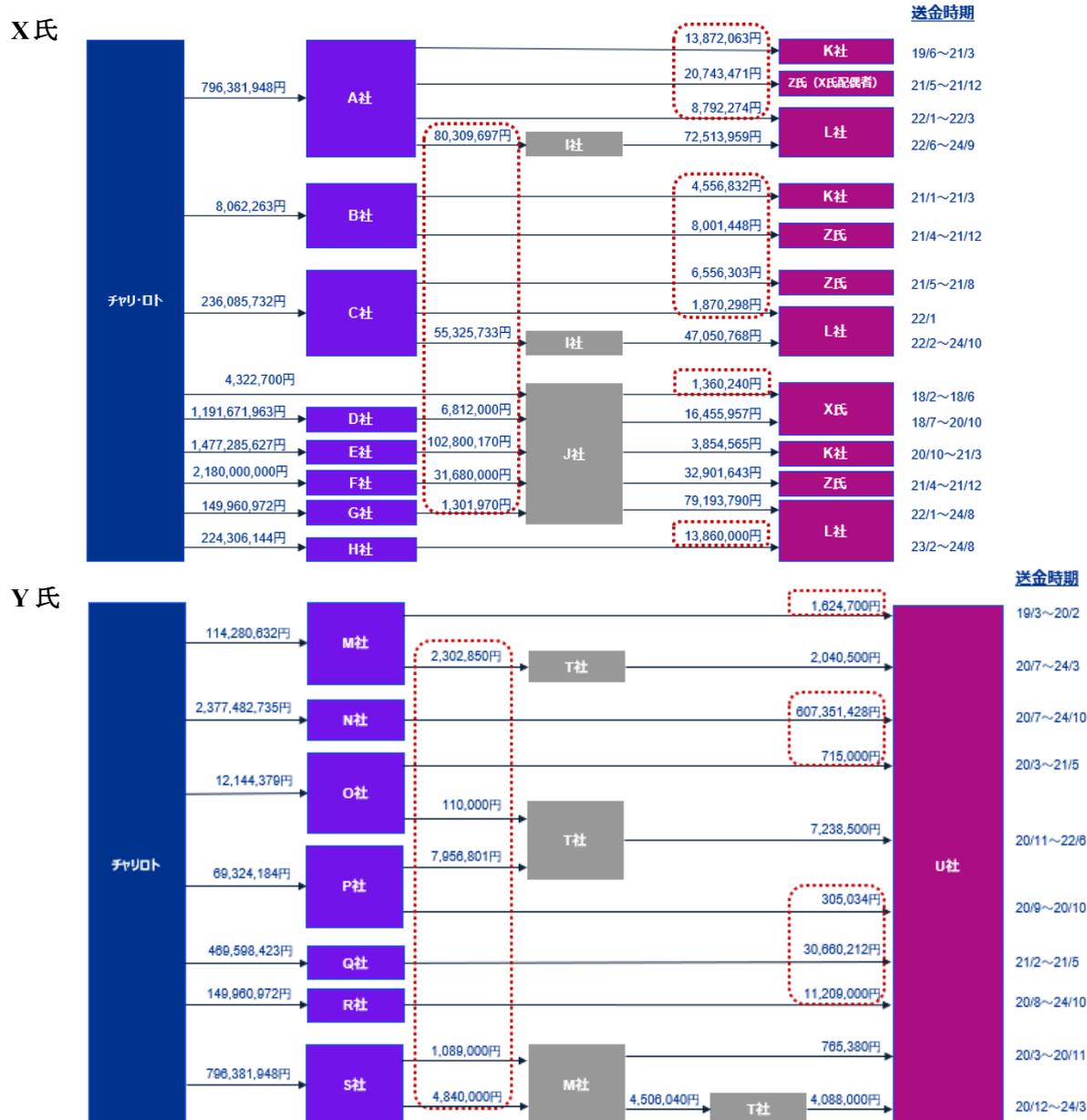
本調査においては、以上の限界及び制約等が存在し、調査結果が完全であることを保証することはできないことに留意されたい。

2 本件疑義等に関する調査

本件疑義は、チャリ・ロト社の当時の代表取締役である X 氏及び従業員である Y 氏が、チャリ・ロト社の取引先との間で不適切な資金のやり取りを行っていたとの疑義である。

本調査の結果、X 氏は、チャリ・ロト社の複数の取引先から、直接又は間接に、合計 3 億 5784 万 2499 円の金銭を受領していたことが判明した。また、Y 氏は、チャリ・ロト社の複数の取引先から、直接又は間接に、合計 6 億 6816 万 4025 円の金銭を受領していたことが判明した。当該資金のやり取りは、概要、下図のとおりである。

なお、X 氏と取引先との不適切な資金のやり取り、及び Y 氏の取引先との不適切な資金のやり取りについて、その他のチャリ・ロト社の役職員が関与したことを窺わせる事実は判明していない。



X氏は、チャリ・ロト社の代表取締役として、同社ひいてはその株主の利益の最大化を図るべき立場にありながら、チャリ・ロト社から取引先への支払に関し、当該取引先から自ら、自らの配偶者（前頁図のZ氏）、自らの関連会社（前頁図のK社及びL社）にて支払を受けて利益を帰属させるという極めて利益相反性の高い行為を行っており、これは取締役の忠実義務及び善管注意義務の観点からも問題となる行為であると考えられる。

また、Y氏は、チャリ・ロト社の従業員として業務遂行を行うべき立場にありながら、チャリ・ロト社から取引先への支払に関し、当該取引先から自らが代表を務める会社（前頁表中のU社）にて支払を受けて利益を帰属させるという極めて利益相反性の高い行為を行っており、これは雇用契約上の誠実義務の観点からも問題となるほか、チャリ・ロト社の就業規則に懲戒事由として定められている「職務を利用して不当な私利を得」る（チャリ・ロト社就業規則69条6号）行為に該当するものと考えられる。

X氏、Y氏の各行為は、刑事上及び民事上、法的に問題となり得る行為であると考えられ、その点は措くとしても、X氏、Y氏が、それぞれチャリ・ロト社の取引先に対する支払に関し、直接又は間接に金銭の支払いを受けていた事実は、極めて重大なコンプライアンス違反であることは明らかである。

なお、当調査チームは、本調査において、X氏、Y氏の各行為について、概要、上記の事実認定及び評価に至っているが、今後、X氏とY氏のそれぞれについて、その法的責任の有無も問題となり得る。そのため、当社としては、X氏、Y氏に対する今後の各手続に影響が生じる可能性も踏まえ、本調査報告書において、本件疑義に関する事実関係については、上記の限度で言及するに留めたものである。

3 類似事案等に関する調査

3.1 類似事案の調査

当調査チームは、本調査におけるデジタルフォレンジック調査によって、過去に、本件疑義とは別に、チャリ・ロト社と取引先 2 社の取引に関し、不適切な資金のやり取りに関する疑義が生じていたことが判明したことから、これらの事案に関する調査を行ったが、本調査において、そのような不適切な資金のやり取りを裏付ける証拠は発見されなかった。

3.2 当社及び当社の連結子会社に関する調査

当調査チームは、当社の連結子会社であるチャリ・ロト社において本件疑義が発覚したことを踏まえ、当社及びその連結子会社 24 社（以下「**当社連結子会社等**」という。）についても、本件疑義と同様の不適切行為の有無に関する具体的な調査の要否について検証する必要があると判断した。

この点、当社連結子会社等全てについて、本件疑義と同等の深度の調査を行うことは、時限性にも鑑み、現実的に不可能である。そのため、当社連結子会社等に対する検証については、当社及びその連結子会社 24 社のうち、典型的に本件疑義と同種事案が発生する可能性がない又は低い 5 社を除く 19 社（以下「**当社子会社等 19 社**」という。）を対象として、チャリ・ロト社において主に内部統制上の観点から本件疑義が生じた原因と考えられる調査項目を質問し、その結果を踏まえ、必要に応じてさらに深掘りした検証を行い、本件疑義と同種事案の発生の有無に関する調査をさらに行う必要があると判断した場合には当該連結子会社について、本件疑義に関しチャリ・ロト社で行った調査と同等の深度の調査を行う、というアプローチを採用した。

このようなアプローチによる検証の結果、当調査チームは、現時点において、当社連結子会社等 19 社のうち、主に内部統制上の観点から、本件疑義と同種事案の発生の有無の調査のため、本件疑義に関しチャリ・ロト社において行った本件調査と同等の深度の調査を行うべき当社連結子会社等は存在しないと判断した。

4 原因分析

4.1 コンプライアンス意識が欠如していたこと

本件疑義のように、企業の役職員が、自らあるいは自らが関係する個人又は法人において、自らの所属する会社の取引先から金銭の支払を受けてこれを受領することは、契約の有無や名目の如何を問わず、不適切な資金のやり取りと評価され、重大なコンプライアンス違反に該当する。また、当該行為は、企業の財務諸表にも影響を与え得る行為であり、民事上のみならず刑事上も問題になり得る行為である。

このように、X 氏、Y 氏が、企業人として当然に遵守すべきコンプライアンスに違反する行為に及んでしまったことの大きな原因としては、両名のいずれも、コンプライアンスを遵守する意識が欠落していたことにあると言わざるを得ない。

4.2 小規模な取引先との間で多額の報酬が支払われる取引を行っていたこと

本件疑義においては、チャリ・ロト社から、実質的に個人事業主と言いつてもいい規模の取引先に対して、多額の金銭（取引対価）が支払われていた。一般論として、小規模事業者は、上場企業等と同等の内部統制プロセスが有効に機能していない場合も多いことから、そのような小規模事業者との取引においては、不正な資金のやり取りも容易となる場合がある。

チャリ・ロト社においては、このような小規模な取引先との間で多額の報酬が支払われる取引を行っていたことが、チャリ・ロト社の各取引先との X 氏、Y 氏の各自の私的な結びつきとも相まって、本件疑義の発生の原因となったことは否定できない。

4.3 特定の取引先対応がブラックボックス化していたこと

本件疑義に関与した取引先は、X 氏、Y 氏のそれぞれの個人的なつながりを契機にチャリ・ロト社と取引を開始しており、X 氏、Y 氏が、チャリ・ロト社とこれらの取引先との重要な協議、取引条件等の交渉を主導し、独占的に対応している状況となっていた部分があった。

このように、一部の取引先について、X 氏、Y 氏が独占的に対応していた部分があり、謂わば、取引先対応がブラックボックス化していたことが、両名及び一部の取引先に対する牽制が働かず、本件疑義を招来した一因となったものと考えられる。

4.4 本件取引先との取引に関するガバナンスが十分でなかったこと

本調査の結果、チャリ・ロト社においては、取引先と取引を開始するにあたって、社内ルールで定められた相見積が実施されず、実質的に取引先の選定理由を明示されないまま決裁プロセスが進められていたケースがあることが判明した。

また、決裁プロセス上、X氏又はY氏が最終承認権者とされており、両名と繋がりのある本件疑義に関与した取引先との契約に関する決裁プロセスにおいて、取引先、取引条件等、取引の妥当性が適切にチェックされていたかについても疑問がある。その他、自動更新条項のある契約について、更新の際に、取引内容等の精査をすることなく承認される運用になっており、取引内容の事後的なモニタリングの機会が欠けているケースも確認された。

さらに、本件疑義に関与した一部の取引先との間では、取引に関して契約書が締結されておらず、また、取引の実態が契約書の内容と齟齬している場合があることも判明した。契約内容が不明確なまま、あるいは契約書の内容とは異なる実態で取引が継続されたことが、本件疑義にかかる不適切な資金のやりとりを容易にした側面は否定できず、本件疑義の遠因となった可能性がある。

4.5 チャリ・ロト社において内部監査体制が十分に機能していなかったこと

チャリ・ロト社における内部監査室の人員は1名であり、事業規模等に照らして、そのリソースが不足していた。また、チャリ・ロト社において内部監査規程は存在せず、内部監査は、都度、チャリ・ロト社の内部監査室において、当社の内部監査室長及びチャリ・ロト社代表取締役と連携しながら、リスクベースで監査対象を決定して内部監査が進められていたため、内部監査がアドホックにならざるを得ない面があった。

また、チャリ・ロト社の内部監査室は、代表取締役直下の部門であるため、本件疑義のように、代表取締役自身の不適切行為を内部監査の対象とすることは想定されておらず、内部監査により本件疑義を発見することは困難であった。

このように、チャリ・ロト社において、内部監査体制が十分に機能していなかったことが、本件疑義を検出することができなかつた要因となった可能性がある。

4.6 MIXIグループとしての子会社管理における問題点があったこと

当社は、2019年3月、M&Aにより、チャリ・ロト社を完全子会社化し、当社役職員をチャリ・ロト社の取締役又は監査役として出向させ、これにより情報連携を図るとともに牽制機能を働かせようとしていたものの、必ずしもチャリ・ロト社の事業や取引に関する理

解が十分ではなかった面もあり、期待された牽制機能としての役割を十分に果たせていなかった可能性がある。

また、当社は、過去にチャリ・ロト社に対する内部監査において指摘された問題点や、内部通報等によって認識した疑義等について、個別に相応の対応・対策を講じてきた。他方で、当社にて、売上規模や事業内容等に照らして、特にリスクが高いと評価しているような子会社において、疑義事案が顕在化する、あるいは、その恐れがあると相応の具体性をもって考えられるケースが生じた場合において、それに関する情報を集約して議論し、より主導的、抜本的に解決を図るような仕組みは明確化されていなかった。

さらに、チャリ・ロト社は、当社グループの内部通報窓口を利用していたものの、当該内部通報窓口にて、本件疑義に関する通報が寄せられることはなかった。本件疑義に関する内部通報がなされなかった原因は必ずしも明確ではないが、当社及び当社グループの役職員に対する内部通報制度の周知・徹底が必ずしも十分でなく、当社及び当社グループの役職員における本件グループ内部通報窓口に対する信頼性が低かったことが考えられる。

5 再発防止策の提言

5.1 役職員の意識改革

本件疑義のような経営トップを含む役職員による不正又は不適切な行為を抑止し、そのような行為に直接又は間接的に関与することをも防止するためには、経営トップをはじめとする全ての役職員のコンプライアンス意識を改革し、当社グループ全社として、コンプライアンスを徹底する企業風土を根付かせることが必要不可欠である。

そのためには、まずは当社グループのトップ自らが十分なコンプライアンス意識を持った上で、当社グループ全体に対し、改めてコンプライアンスが何よりも優先されることを宣言するとともに、コンプライアンス遵守の徹底に関するメッセージを定期的に発信すべきである。そして、各グループ会社又は各部門においても、その業務内容に即して、繰り返し、当該メッセージを発信していくことが重要である。また、コンプライアンスの徹底については、経営トップを含む役職員に対する教育・研修も肝要である。

また、当社グループの人事考課としても、例えば、コンプライアンスの意識や遵守状況の一つの指標とするなど、コンプライアンスを重視した人事制度に変革していくことも一案である。

さらに、本件疑義を踏まえ、当社グループとしては、本件疑義の責任を明確化し、コンプライアンス違反を絶対に許容しないという当社グループの姿勢を社内外に示すことも重要である。

5.2 取引先との関係性の透明化

チャリ・ロト社と本件疑義に関与した取引先の取引は、X氏、Y氏のそれぞれの個人的なつながりを契機に開始されており、契約交渉等の重要業務の一切が両名に委ねられるなど、取引先との関係がブラックボックス化していたという問題がある。

取引先との関係のブラックボックス化を防止するためには、取引先との取引開始における決裁プロセス等の見直し等の施策に加え、例えば、取引先の担当者の明確化・複数名化、担当者のローテーション、取引先との面談記録や営業日報の作成の義務化等を行うなど、特定の取引先との対応の属人化を防ぎ、取引先との関係の透明化を図ることが重要である。

5.3 取引先に対するガバナンスの強化

本件疑義は、チャリ・ロト社における決裁プロセスが有効に機能していなかったことがその一因となっていると考えられる。そのため、チャリ・ロト社においては、決裁プロセ

スの見直しを行い、取引先の選定、取引条件等の検証を含め、決裁プロセスにおける実質的なチェック機能が働く仕組みを構築することが重要である。

具体的には、決裁システムの見直し、決裁プロセスの再検討、決裁に関するガイドラインの策定等を行うことや契約締結後の事後的なモニタリング機能を強化すること等も一案であるし、その他、各取引先との間の契約書その他の書面の作成の徹底を図ることが適切である。

5.4 チャリ・ロト社の内部監査体制の再構築

チャリ・ロト社においては、内部監査体制が十分に機能していなかったことから、本件疑義を早期に検出することができなかった可能性がある。そこで、チャリ・ロト社においては、チャリ・ロト社の内部監査が有効に機能するように内部監査体制を再構築することを検討すべきである。

具体的には、内部監査室の人員の拡充、内部監査の手続等を整理した社内ルールの整備、毎年度、内部監査計画を策定の上、監査を実施していくことが考えられる。

また、チャリ・ロト社の組織を変更し、内部監査室を取締役会の直下の組織とすることで、当社から出向しているチャリ・ロト社の取締役及び監査役において、より適時にチャリ・ロト社の状況を把握することができるようにすることも検討すべきである。

5.5 当社グループにおける子会社ガバナンスの見直し

本調査の結果、当社におけるチャリ・ロト社のガバナンスに不十分な点があったことは否定できず、それが本件疑義を生じさせ、これを長期間にわたって発見することができなかった一因となった可能性がある。そのため、当社の子会社のガバナンスを強化することが必要である。

具体的には、まず、当社の子会社に対しては、コンプライアンス意識が十分にあるだけでなく、子会社の事業理解に適性のある当社の役職員を出向させ、当社子会社の取締役又は監査役に選任し、子会社内部から牽制機能を働かせることが考えられる。

また、当社子会社のうち、チャリ・ロト社を含む 3 社における監査役の業務範囲は会計監査に限定されている。しかし、実効的な子会社取締役の業務執行状況に対する監査を実現するため、当該 3 社の監査役の業務範囲についても、当社グループにおける他の当社子会社と同様、会計監査の限定を外し、業務執行についても監査対象を広げるべきである。加えて、当社と子会社の監査役との間において、情報共有を密に図り、不正リスクが検出されれば当社として直ちに対応し、必要に応じて、当社子会社の監査役をサポートする体制を構築することも重要である。

さらに、当社にて、売上規模や事業内容等に照らして、特にリスクが高いと評価しているような子会社において、疑義事案が顕在化する、あるいは、その恐れがあると相応の具体性をもって考えられるケースが生じた場合には、それに関する情報を集約し、より抜本的な解決を図る方策を検討し、さらには、事後的にモニタリング等を継続する仕組みを明確化することによって、子会社において不正行為が発生することを未然に防止し、万が一、不正行為が発生した場合においても早期に解決できる体制の構築を検討することが考えられる。

そして、当社グループにおける不正を早期に発見し、それを是正していくためには、内部通報制度をより有効に機能させるための施策を講じることが重要である。例えば、内部通報制度に関する説明会を開催する、コンプライアンス教育・研修等を通じて、内部通報制度に関する定期的な周知を行うことが考えられる。加えて、内部通報制度の補完として、当社グループの役職員に対して、現に起きている不正・不祥事やそのリスクについて尋ねるコンプライアンスアンケートやインタビューを定期的にも実施することも検討に値すると考えられる。

以上